

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第15号	
事故等名	貨物船第八勇進丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年3月21日 09時00分ごろ	
発生場所	青森県むつ小川原港港口 (北緯40° 55. 6'、東経141° 24. 1')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月1日仙台地方事故調査官が海難報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	貨物船第八勇進丸 499トン	
船舶番号	135138	
船舶所有者等	勇進海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	負傷者なし	
損傷	両舷ビルジキール損傷	
事故等の経過	<p>本船は、むつ小川原港にて砂1, 550トンを積載し、船首3. 44m船尾4. 52mの喫水をもって同港を離岸出港し、平成20年3月21日09時00分ごろ、むつ小川原港新納屋南防波堤灯台の北東方約30mを微速力で進行中、船体に異常な上下動を感じ、沖合に出てから倉内目視、バラスタンク測深及び機関室内目視各点検を行ったが異状は認められず、以後異常なく航海が続けられた。</p> <p>当時、天候は晴で、風力4の東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、東方から波高約2mのうねりがあった。</p> <p>なお、海図W1028によれば、むつ小川原港新納屋南防波堤灯台の周辺30m付近の最浅水深は、5. 4mであった。</p>	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 発航時の喫水で、波高2mのうねりを受けていたものと考えられる。 船長が、小川原港々口を安全に通航できるかどうか、余裕水深の確認を十分に行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が発航時の気象、海象を配慮し、余裕水深の確認を行うなどの水路調査を十分に行っていなかったため、海底に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	